

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（147）」

2. 日時：令和6年2月15日(木) 13時30分～15時20分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任

安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与

電源開発株式会社 首藤 敦 執行役員 原子力事業本部長代理 他8名

5. 要旨

(1) 電源開発(株)から、主に第1204回審査会合(令和5年11月17日開催)等での指摘に対するコメント回答について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、以下について事実確認を行った。

- ・ プレート間地震とその他の地震を組合せない理由について、地震発生の時間間隔の観点から説明をしているが根拠資料を追加すること。
- ・ 組合せを考慮する陸上の斜面崩壊について、佐井エリアに加え知内エリアを選定する理由及び恵山エリアを選定しない理由が明確になるように説明すること。
- ・ 防波堤が無い場合の津波波源が、防波堤が有る場合の津波波源と異なることが明確となるよう、波源の名称について記載を工夫すること。
- ・ 地震津波と知内エリアの組合せ結果が、地震津波単独の評価結果よりも過小になっていることについては、その理由を説明したうえで、必要な説明資料を添付する等により、資料の構成を工夫すること。

(3) 電源開発(株)から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・津波関係)
- ・ 第1204回審査会合からの主な変更箇所について
- ・ 大間原子力発電所 基準津波策定のうち、津波発生要因の組合せに関する検討及び防波堤等の影響検討について